

株式会社 街づくりまんぼう  
定 款

# 株式会社 街づくりまんぼう

## 定 款

### 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社街づくりまんぼう と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 まちづくりに関する企画立案、調査ならびにコンサルタント業務
- 2 商業振興を図るための企画、指導及び情報提供ならびにコンサルタント業務
- 3 都市開発ならびに土地建物の有効利用に関する調査、企画立案、設計及びコンサルタント業務
- 4 観光、会議、集会等施設、駐車場、店舗その他施設の企画、建設及び運営業務
- 5 不動産の売買、交換、賃貸借、管理及びその仲介、斡旋ならびに不動産利用に関するコンサルタント業務
- 6 マンガキャラクター商品、出版物の企画、制作及び販売
- 7 マンガグッズ、工芸品、民芸品、食料品、清涼飲料、酒類、たばこ、日用品雑貨の販売業務
- 8 喫茶店、レストランの経営
- 9 各種イベント事業の企画立案、運営、指導及びチケットの委託販売事業
- 10 情報通信網を活用した石巻地域の名所、史跡、商店街の情報提供及び情報通信網通販の企画、立案、調整、調査及び運営業務
- 11 観光案内、旅行斡旋に関する業務
- 12 自動車による旅客運送事業
- 13 海上旅客運送事業
- 14 買い物代行業務及び購入商品宅配サービス業務
- 15 介護保険法に基づく在宅介護支援事業
- 16 介護保険法に基づく福祉用具の賃貸ならびに販売
- 17 損害保険の代理業務
- 18 広告代理店業務
- 19 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を宮城県石巻市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、石巻市において発行する石巻日日新聞に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5400株とする。

2. 当社の各種類の株式の発行可能株式総数は、それぞれ次のとおりとする。
  - (1) 普通株式 4800株
  - (2) A種類株式 600株

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 8 条 当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

(株式の売渡し請求)

第 9 条 当社は、当社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、株主総会の決議をもって、当該株式を当社に売り渡すよう請求することができる。

(株券の不発行)

第 10 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 11 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第 14 条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）を提出しなければならない。

3. 第 1 項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は登録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 12 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2. 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第 14 条による届出印を押印するものとする。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）の提出をもってこれに代えることができる。

3. 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前二項に準ずる。

(手数料)

第 13 条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 15 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

## 第 2 章 の 2 A 種 類 株 式

(A種類株式の内容)

第 16 条 A種類株式の内容は、別紙の通りとする。

## 第 3 章 株 主 総 会

(株主総会決議事項)

第 17 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招 集)

第 18 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 19 条 株主総会を招集するには、株主総会の日 の 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 20 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 21 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 22 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 23 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 24 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(種類株主総会の権限の制限)

第 25 条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第 3 2 2 条第 1 項に定める A 種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

2. 当社の株式募集事項の決定においては、一切の種類株主総会の決議を要しない。

(種類株主総会の運営)

第 26 条 第 2 0 条 (招集権者及び議長)、第 2 3 条 (議決権の代理行使)、および第 2 4 条 (株主総会議事録) の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

2. 第 2 1 条 (決議の方法) 第 1 項の規定は、会社法第 3 2 4 条第 1 項の種類株主総会決議に、第 2 1 条第 2 項の規定は、会社法第 3 2 4 条第 2 項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 27 条 当社の取締役は、3 名以上 1 7 名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第 28 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 29 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 30 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2. 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
3. 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役部長を選定することができる。
4. 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 31 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、これに代わって招集する。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
3. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 32 条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 33 条 取締役が、取締役会の会議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。



2. 取締役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

#### 第34条（相談役及び顧問）

取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

#### （取締役会議事録）

第35条 取締役会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

#### （取締役会規則）

第36条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則によるものとする。

#### （報酬等）

第37条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役

#### （監査役の員数及び権限の範囲等）

第38条 当会社の監査役は、2名以内とする。

2. 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

#### （監査役の選任及び解任の方法）

第39条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第 40 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 43 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2. 前項に定める場合のほか、当会社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

3. 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上は当会社の定款であります。

平成 27 年 3 月 3 日

宮城県石巻市中瀬 2 番 7 号  
株式会社街づくりまんぼう  
代表取締役社長 西條允敏



## 別 紙

### 【A種類株式】

#### 1. 議決権

A種類株式を有する株主（以下、「A種類株主」という。）は、株主総会において決議すべき全ての議案について議決権を有しないものとする。

#### 2. 配当金

剰余金の配当について当会社が他の種類の株主に剰余金を配当する場合であっても、A種類株主に対して金銭の配当を行わない。

#### 3. 金銭と対価とする株主の取得請求権

##### (1) 取得請求権

A種類株主は、当会社に対してA種類株式を取得することを請求することができる。

##### (2) 取得と引換に交付すべき財産

取得の請求があったA種類株式の取得と引換えに、A種類株式1株につきA種類株式1株当たりの払込金額相当額に10%を乗じた額の金銭を交付する。

##### (3) 取得請求が可能な期間

A種類株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間とする。

#### 4. 金銭を対価とする当会社の取得条項

##### (1) 取得条項

当会社は、出資の目的となる事業が完了した日からいつでも、当会社の取締役会決議により、A種類株主の意思に拘わらずA種類株式の全部または一部を買い取ることができる。

##### (2) 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、A種類株式の取得と引換えに、A種類株式1株につきA種類株式1株当たりの払込金額相当額に10%を乗じた額の金銭を交付する。

##### (3) 取得する株式の一部の決定方法

按分比例の方法による。

#### 5. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

#### 6. その他の事項に関する定め

前項までに定める規定の他、A種類株式に関するその他の事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

以 上

10

10

第24期（令和5年度） 株式会社街づくりまんぼう 役員

No.	職名	氏名	所属
1	取締役	木村 仁	株式会社街づくりまんぼう
2	取締役	尾形 和昭	協立塗料株式会社 代表取締役
3	取締役	松本 俊彦	株式会社松弘堂 代表取締役 株式会社元気いしのまき 代表取締役副社長
4	取締役	阿部 紀代子	株式会社八幡家 代表取締役
5	取締役	松本 鉄幹	東北パイプターン工業株式会社 代表取締役 石巻商工会議所 副会頭
6	取締役	小林 深吾	一社) ピースポート災害支援センター 理事/プログラムオフィサー 一社) ほやほや学会 理事
7	取締役	大森信治郎	株式会社大もり屋本店 代表取締役 石巻専修大学 特命教授
8	取締役	工藤 均	石巻市副市長
1	監査役	後藤 宗徳	株式会社ソーワダイレクト 代表取締役 一社) 石巻観光協会会長
2	監査役	佐藤 龍一	YAC税理士法人開北事務所 副所長

※新任

## 第23期 事業報告書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

### I 事業の概況

#### 1 概況

令和4年度は、2年前から猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しないまま始まり、夏に第7波、冬には第8波が流行し、本年度もまた新型コロナウイルス感染症に翻弄された年となりました。さらに2月にはロシアによるウクライナ軍事侵攻が始まり、この長期化によってエネルギーや原材料の価格高騰による物価上昇が人々の生活に打撃を与え、観光産業にとってもたいへん厳しい状況となりました。

石ノ森萬画館運営事業部は、総来館者数17万人、有料観覧者数8万人を基準にしていたが、総来館者数132,217人(78%)、有料観覧者数73,366人(92%)という結果に終わりました。上半期はコロナ禍による外出自粛ムードが続き、ゴールデンウィークや夏休みといった繁忙期にも思うように集客ができませんでした。この状況を打破しようと、SNSを駆使した広報戦略や感染状況をみながら様々なイベントを行い、また企画展では子どもに人気のロングセラー絵本「ねずみくんのチョコキ展」、30年以上に渡りファンを魅了し続ける人気作「十二国記 山田章博原画展」を開催したところ大きな反響を呼び、第8波の最中にも関わらず多くの方々の来館に結びつきました。展示だけではなく会場限定商品の販売や市街地飲食店とタイアップした企画展コラボメニュー、市内を周遊するスタンプラリー等の連動企画を行ったことが、より集客性を高めたと感じています。

収益事業部では、物販(店頭・通販・外販)売上高が101,524,168円(R3:62,856,980円/162%)と大幅に増加しました。購買意欲の高い20~40歳代の女性をメインターゲットとした商品展開を行い、企画展関連商品も客層にマッチしたことが好結果につながりました。展望喫茶ブルーゾーンでは、石ノ森作品や企画展とのコラボメニューに特化して展開しました。特に企画展の客層を意識したメニュー開発と計画的な情報発信が功を奏し、店頭売上17,450,937円(R3:7,003,990円/249%)となり、2001年の開館以来、最高の売上高を記録しました。

街づくり事業部は、中央地区堤防一体空間や中心市街地のエリアマネジメントに関する業務、石巻マンガロードを核とした市街地周遊に関する業務に関わることが多くなり、都市再生推進法人として目指していることが形になってきており、これからの可能性を実感しています。堤防整備及び利活用の一連の取り組みが「令和4年度かわまち大賞 国土交通大臣賞」を受賞し、大きな実績を作ることができ自信にもなりました。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、人の流れが変わっていくと思います。この流れを上手くつかみながら「マンガを活かして萬画館や石巻に人を呼び、まちを元気にする」という目標に向かって、役職員が一丸となって頑張る参りますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

## 2 石ノ森萬画館運営事業

上半期はオミクロン株によるコロナ感染拡大の影響により、繁忙期シーズン（ゴールデンウィーク、お盆期間）に客足が遠のき苦戦を強いられたが、感染者数がある程度落ち着きウィズコロナが浸透し始めてきた下半期からは、県外からの来訪者の動きも多くみられるようになってきた。またファミリー層や女性層に人気の特別企画展の影響もあって来場者数も持ち直し、その結果、総来館者数は132,217人（R3：84,654／対前年比156%）、有料観覧者数は73,366人（R3：44,744人／対前年比164%）と前年よりも大幅に増加した。

### (1) 展示業務（常設展示）

常設展示室「石ノ森章太郎原画の世界」では「仮面ライダーギーツ」のマスクと映像を追加し、また映像ホールには「映文連アワード2022」（主催：公益社団法人映像文化製作者連盟）で最優秀作品賞（グランプリ）を受賞した『ジュン-春の針-』を追加した。また常設展示室内の原画展示コーナーは、4回の展示替えを実施した。

★展示業務の詳細や資料集業務についてはQRからご覧いただけます。 ➡



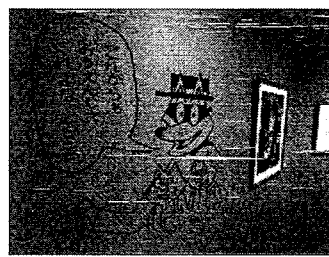
### (2) 企画展業務

#### ① 第85回特別企画展「かいけつゾロリ大冒険展」

会期：令和4年4月23日(土)～令和4年7月3日(日)



『かいけつゾロリ』シリーズが35周年を記念した展覧会で、東北初開催。既刊70巻から、原画など約130点を展示。また作者・原ゆたか先生のサイン会やトークイベント、ゾロリとの撮影会、限定カフェメニューの提供など連動企画も充実させ、ゾロリワールドを楽しんでいただいた。



#### ② 第86回特別企画展「TAMIYA MINI4WD HISTORY 2022」

会期：令和4年7月16日(土)～令和4年10月10日(月・祝)

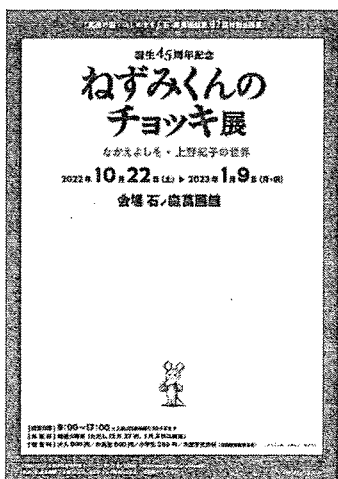


世代を超えて愛される「ミニ四駆」の40周年を記念した展覧会。1982年に登場した初のミニ四駆第一号機の展示をはじめ歴代ミニ四駆250台が勢ぞろいした。また、ミニ四駆ブームの火付け役となった歴代のミニ四駆マンガも紹介した。会期中はレースイベントの開催や『サイボーグ009』とのコラボミニ四駆を販売し反響を呼んだ。



### ③ 第 87 回特別企画展「ねずみくんのチョコッキ展」

会期：令和 4 年 10 月 22 日(土)～令和 5 年 1 月 9 日(月・祝)



シリーズ累計 470 万部を超え、世代を超えて愛される絵本『ねずみくんのチョコッキ』の展覧会。本展ではシリーズ最新作を含む絵本原画、ラフ・スケッチなど約 160 点を展示。

また館内を巡り、7 種類のスタンプを集めると絵本が完成するスタンプラリーやキーホルダー作りワークショップ等の連動企画も好評を博し、館内は家族連れのお客様で賑わった。

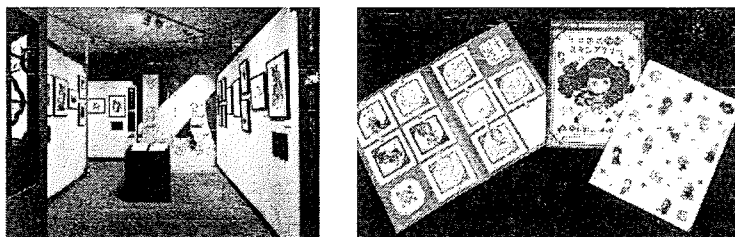


### ④ 第 88 回特別企画展「十二国記」山田章博原画展

会期：令和 5 年 1 月 21 日(土)～令和 5 年 4 月 9 日(日)



異世界ファンタジー小説「十二国記」の装画・挿絵を 30 年以上に渡って担当した山田章博氏の原画展。150 点以上の直筆原画の他、初公開となるラフ画も特別展示した。新潮社の鈴木真弓氏によるギャラリートークを開催したほか、スタンプラリー、オリジナルグッズの販売、コラボメニューを提供。さらに、石巻の街なか飲食店舗によるコラボメニューも登場し、SNS を中心にファンの間で大きな話題となり、連日多くの「十二国記」ファンで賑わった。



### (3) その他の展示

#### ① いしのまき観光大使就任記念 小松準弥さんフォトコーナー

会期：令和 4 年 10 月 15 日(土)～令和 5 年 1 月 9 日(月・祝)



石巻市出身の俳優・小松準弥さんが「いしのまき観光大使」に就任されたことを記念したフォトコーナーを設置した。

10 月 30 日には小松さんが来館され、記念撮影をして楽しんで行かれた。



② 『シン・仮面ライダー』 一文字隼人の劇中衣裳を特別展示

会期：令和5年3月25日(土)～映画公開期間中

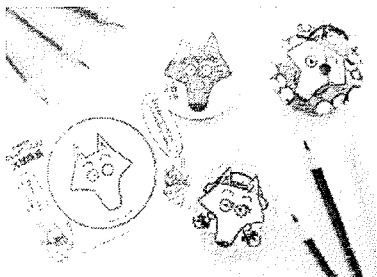


2023年3月に上映開始となった映画『シン・仮面ライダー』で仮面ライダー第二号を演じた柄本佑さんが劇中で着用された衣裳をお預かりし、特別展示を行った。

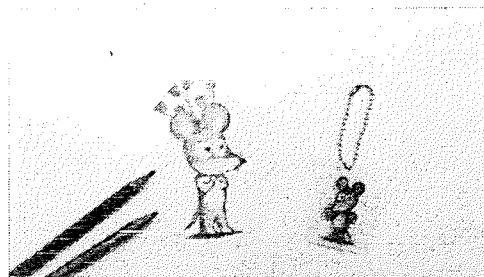
(4) 普及育成業務

① オープンワークショップ

令和4年度は340回開催し、参加者数は延べ4,573名。そのうち「かいけつゾロリ大冒険展」連動の缶バッジワークショップの参加者数は732名、「ねずみくんのチョコッキ展」連動のキーホルダー作りの参加者数は1,188名となっており、企画展に合わせた特別プログラムが好評で、結果、前年度の参加者数1,368名を大きく上回った。



▲ 「かいけつゾロリ大冒険展」と連動  
「かいけつゾロリのへんそう缶バッジワークショップ」

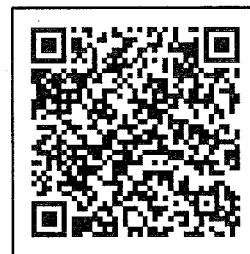


▲ 「ねずみくんのチョコッキ展」と連動  
「ねずみくんのプラ板キーホルダーを作ろう！」

② マンガッタンイラストギャラリー

年4回、季節毎にテーマを設けて作品を公募し、大賞と優秀賞と佳作を選出。さらに令和4年度に応募のあった全271作品の中から「年間大賞」を選考し、令和5年2月19日に授賞式を開催した。

回数	季節	募集テーマ	応募数 (271)	大賞	優秀賞	佳作
第67回	春	ゆめかわいい	44	該当なし	1	2
第68回	夏	フルーツ	110	1	1	1
第69回	秋	トラベル	51	1	該当なし	2
第70回	冬	羽・羽根	66	該当なし	1	2



↑ 受賞作品はQRから確認できます。

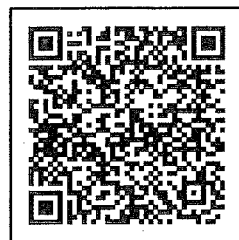
③ 博物館実習・職場体験

博物館実習：令和4年8月9日(火)～8月15日(月) ※うち実習日数は6日間  
宮城学院女子大学より3名を受け入れた。

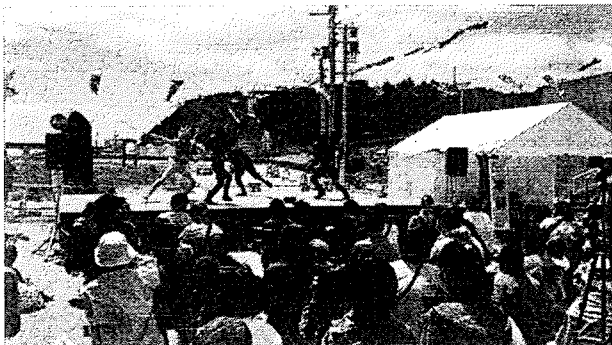
(5) 石ノ森萬画館での実施イベント

本年度は特別企画展をはじめ恒例企画など40を超えるイベントを開催した。告知活動についてはSNSを中心に、よりターゲットとする客層へ届くよう工夫をしながら、状況に応じて行った。

★開催したイベントの詳細はQRからご覧いただけます。➡



【開催した主なイベント】



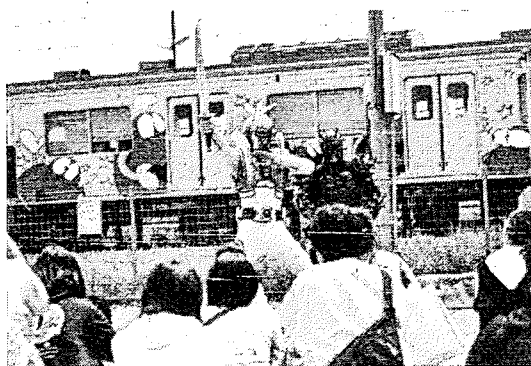
▲春のマンガタン祭り 2022 (5月3日～5日)



▲「かいけつゾロリ展」連動イベント



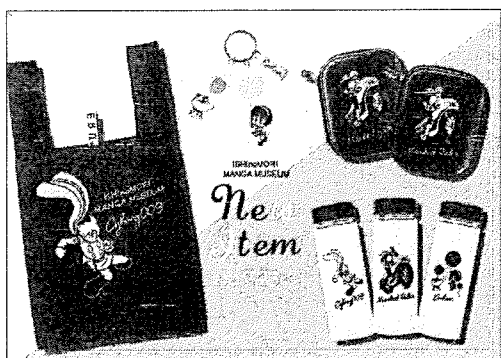
▲「仙石線マンガタンライナーで行く！石ノ森萬画館の旅～声優・関智一と珍道中～」(5月21日)



### 3 販促事業部

#### (1) グッズショップ 墨汁一滴

令和4年度は企画展とのコラボ商品に力を入れ、当店の売上を構成するメイン客層となる20～40歳代女性をターゲットとしたグッズ展開に注力した。またSNSでの情報発信については、主力のTwitterに加えて画像との親和性が高いInstagramでの案内も行い、幅広い見込み客への情報の伝播へ取り組んだ。さらに見栄えの良さが売上に直結する傾向が強いことから、拡散する撮影の質の向上にも並行して取り組んだ。店内の売場においては、売れ残り商品を極力減少させるために来場者の動向に対しても気を配り、商品の陳列をこまめに調整する事で購買率の向上に努めた。また、接客においては販売スタッフ側から来場者への積極的な声掛けや商品説明も行い、店内におけるサービスの向上を図った。



本年度の売上高については、店頭での売上高が92,086,050円(R3:53,434,300円/前年比172%)、通信販売については2,309,100円(R3:6,289,469円/前年比37%)、萬画館以外での委託販売などの外販については7,129,018円(R4:3,133,211円/前年比228%)という結果となった。

コロナ禍での外出制限が緩和された影響で通販売上は減少したが、それ以上に店頭売上げが飛躍的に伸びた分もあり、結果昨年度に較べると好結果となった。



★グッズショップ墨汁一滴の詳細はQRからご覧いただけます。➡

#### (2) 展望喫茶 ブルーゾーン

本年度は、情報発信をテーマとしてSNSを活用した情報に注力した。また、企画展やイベントメニューについては、来館されるファンの方々の琴線に触れるようなメニューの考案を心掛け、街なかの飲食店との差別化を図った。そのうち、企画展連動メニューについては、来店された方がさらに情報を拡散し、その情報をもとに来店される方が増えるので、メニューの撮影についてもしっかりと力を入れる事で、たくさんの方に店内を利用してもらおうように心掛けた。

そして年度後半については、その取り組みが功を奏して、メニューを求める来場者で一時間待ちの行列が出来るほどの盛況ぶりを創出する事ができ、コロナ禍ではあったが、今までにない多くの方に来店して頂く人の流れをつくる事が出来た。

尚、今期の売上高は17,450,937円(R3:7,009,190円/前年比249%)で昨年度を大幅に上回り、2001年の開館以来一番の売上高を記録する事ができた。



★展望喫茶ブルーゾーンの詳細はQRからご覧いただけます。➡

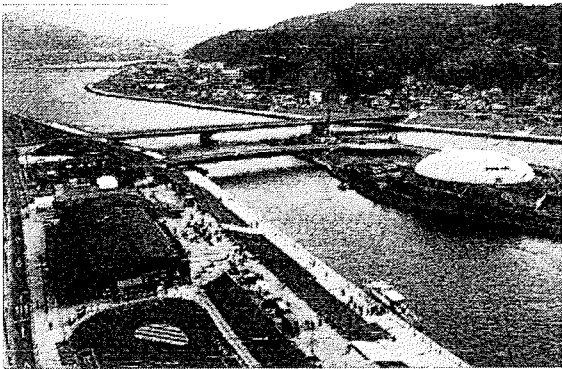


## 4 街づくり事業部

令和4年度は、昨年度に引き続き川沿いエリアにおける新たなビジョンづくり、堤防一体空間のマネジメント業務、マンガロードを中心とした地域の情報発信や商品開発、商店街等との協働によるイベントを開催した。また、橋通りの旧石巻市復興まちづくり情報交流館中央館を活用した（仮称）マンガ交流施設「ヒトコマ」を整備し、マンガを活かしたまちづくりの新たな展開に向けて取り組んだ。

### (1) 堤防利活用業務及びかわまち交流拠点を核としたエリアマネジメント体制の検討

都市再生推進法人として石巻市より北上川の堤防利活用に関するマネジメント業務を受託し、イベントの企画、イベント・出店の受付窓口、社会実験の分析検証等を行った。なお、堤防整備及び利活用の一連の取り組みが、令和4年度のかわまち大賞の国土交通大臣賞を受賞した。



▲23日「かわべであそぼう」



▲10月8日社会実験（イベント）

### (2) 「石巻かわまちエリアにおける未来ビジョン」の策定

石巻中心市街地エリアの未来を考える「石巻かわまちエリア未来ビジョン」のうち、令和4年度は「川沿いエリア」についてエリアマネジメント検討会を計5回開催し、ビジョンとしてまとめた。

### (3) マンガロードの整備・拡充に向けた企画、実践について

#### ① 石巻マンガロードサイトの管理運営

#### ② 石巻マンガロード新名物創出業務

市内事業者とともにマンガとコラボした商品開発を進め、「萬面神社×栗野蒲鉾店『おみくじかまぼこ』」を制作。

#### ③ 街なかキャンバスプロジェクト

宮城県石巻西高等学校と石巻市立桜坂高等学校の美術部による「石ノ森章太郎作品」の壁画制作を行った（計4ヶ所）。



### (4) 商店街まちづくりの支援

1月14日から2月12日まで「石巻まちゼミ」を実施し、街なかの19店舗とともに26講座を開講した。あわせて2月5日にまちゼミマルシェを開催した。また、(一社)ISHINOMAKI2.0とともに街のディープな魅力創出を図る「ディープカルチャーストリート」の企画を進め、イベントの企画や空き地調査を行った。

## (5) 橋通り夜店の開催支援

7月30日、31日に2年ぶりとなる橋通り夜店を開催。

## (6) いしのまきねこふえす 2022 (10月30～31日開催)

猫を活用したまちづくりの一環として開催。

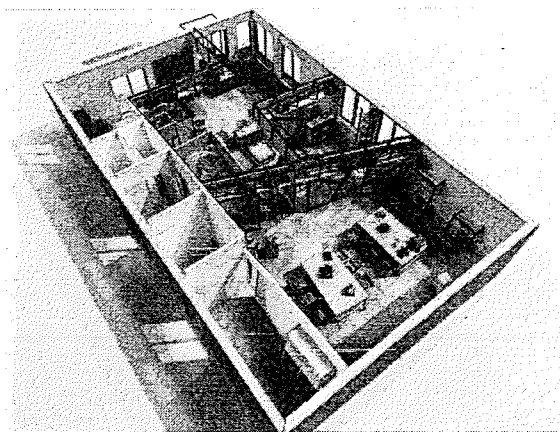
## (7) がんばろう商店街 (旧 GoTo 商店街) 事業

立町大通り商店街振興組合と共催で「金華開運商店街まちづくりを中心とした立町商店街活性化事業『石巻マンガタンププロジェクト』」を実施。弊社ではシージェッター海斗をモチーフにした謎解きラリー「石ノ森萬画館×ナゾトキアドベンチャー」(12月17日～25日開催)を開催した。

## (8) 旧石巻市復興まちづくり情報交流館中央交流館活用事業

橋通りの旧石巻市復興まちづくり情報交流館中央館を石巻市より借用し、地元の子どもや学生等を対象にしたマンガ等の創作・交流の場として活用する検討を進めた。10月8～9日には「石巻まちななか文化祭」を開催。当スペースではマンガ教室や声優アフレコ体験教室などを実施した。

※旧情報交流館については宮城県「商店街ステップアップ支援事業補助金」を活用して整備を行った。なお、当スペースを「ヒトコマ」と命名し、令和5年度は様々なイベントやカリキュラムを実施するチャレンジの場として展開していく予定。



## (9) まんぼう会員事業

- ・本年度は新規入会店舗が2店舗増え、会員数は50店舗となった。
- ・例年発行しているまんぼうMAPの新規発行はなかった。(次回は2023年度夏に発行予定。)

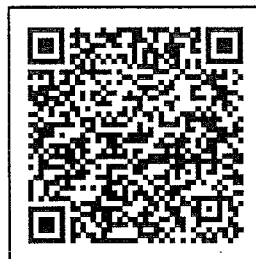
## (10) 市内共通駐車券事業

- ・令和4年度の取扱数は60,980枚 (R3: 52,480枚/対前年比116%)、
- ・共通駐車券利用可能な駐車場は10か所

## (11) その他業務

- ・観光庁補助事業「日本各地の食文化と震災復興・防災を学ぶ和食の祭典 in 石巻：四季折々の石巻食材を活用したガストロノミーツーリズム」の事務局業務を受託し、「和食の祭典 in 宮城・石巻 (9月13日開催)」及び「石巻のあなごを食べようガイドブック作成 (1月発行)」の実施支援を行った。
- ・石巻市ふるさとワーキングホリデー事業を実施し、2名のワーキングホリデーの受け入れと市内アテンドなど交流企画を行った。
- ・夏季に1ヶ月間、大学生インターン1名を受け入れた。

★街づくり事業部の事業内容の詳細はQRからご覧いただけます。 ➡



## II 会社の概況 (令和5年3月31日現在)

### 1 主要な事業所

本 社 / 〒986-0823 宮城県石巻市中瀬2番7号  
街づくり事業部 / 〒986-0822 宮城県石巻市中央二丁目5番7号

### 2 従業員の状況

区分	男	女	計	平均年齢	平均勤続年数
正社員	4名	4名	8名	39.1歳	10年4ヵ月
契約社員	0名	14名	14名	34.2歳	6年4ヵ月
合計	4名	18名	22名	36.7歳	8年4ヵ月

### 3 株式の状況

#### (1) 普通株式

- ① 普通株式(5万円額面) 1,200株
- ② 発行済株式総数 1,200株
- ③ 株式及び株主の分布

区 分	株 主 数	所有株式数
石 巻 市	1 (1.6%)	600株(50.0%)
団 体	3 (4.9%)	24株 (2.0%)
金融法人	2 (3.3%)	30株 (2.5%)
一般法人	24 (39.4%)	86株 (7.2%)
個 人	30 (49.2%)	93株 (7.7%)
自 社 株	1 (1.6%)	367株 (30.6%)
合 計	61 (100.0%)	1,200株 (100.0%)

#### ④ 大株主の状況(上位3名)

株 主 名	当社への出資状況 持ち株数(出資比率)
石 巻 市	600株 (50.0%)
石巻商工会議所	20株 (1.7%)
石巻信用金庫	20株 (1.7%)

## (2) A種類株式

- ① A種類株式（5万円額面） 60株
- ② 発行済株式総数 60株
- ③ 株式及び株主の分布

区 分	株 主 数	所有株式数
一 般 法 人	1 ( 6.3%)	2株 ( 3.3%)
個 人	15 ( 93.7%)	58株 ( 96.7%)
合 計	16 (100.0%)	60株 (100.0%)

## 4 取締役及び監査役

取締役8名、監査役2名

役 職	氏 名
代表取締役社長	木 村 仁
代表取締役副社長	尾 形 和 昭
取 締 役	松 本 俊 彦
取 締 役	阿 部 紀 代 子
取 締 役	松 本 鉄 幹
取 締 役	工 藤 均
取 締 役	小 林 深 吾
取 締 役	大 森 信 治 郎
監 査 役	浅 野 亨
監 査 役	後 藤 宗 徳

決算報告書

(第 23 期)

自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 5 年 3 月 31 日

株式会社街づくりまんぼう

宮城県石巻市中瀬 2 番 7 号



## 損益計算書

自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 5 年 3 月 31 日

科 目	金 額	円
【純売上高】		
収益収入高	122,533,414	
中心街収入高	27,492,567	
本部収入高	12,143,001	
入場料収入	63,538,045	
返金	△59,200	
指定管理料収入高	56,391,658	282,039,485
【売上原価】		
期首商品棚卸高	18,774,278	
収益仕入高	73,263,851	
中心街仕入	52,746	
本部仕入高	10,211,599	
当期萬画館運営費用 (内、萬画館運営部人件費)	120,092,276	
合計	( 222,394,750 )	
期末商品棚卸高	19,677,245	202,717,505
売上総利益		( 79,321,980 )
【販売費及び一般管理費】		74,990,166
営業利益		( 4,331,814 )
【営業外収益】		
受取利息	2,043	
受取配当金	350	
雑収入	427,160	
助成金	650,000	1,079,553
【営業外費用】		
支払利息	97,689	
雑損失	2,000	99,689
経常利益		( 5,311,678 )
【特別利益】		
義援金収入	111,260	111,260
税引前当期純利益		( 5,422,938 )
法人税住民税及事業税		185,377
当期純利益		( 5,237,561 )

## 貸借対照表

令和 5 年 3 月 31 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	【 151,476,699 】	【流動負債】	【 42,229,723 】
現金及び預金	112,960,513	買掛金	14,982,699
売掛金	7,725,826	一年以内返済長期借入金	2,000,000
未収入金	10,764,789	未払金	20,541,259
商品	19,677,245	未払法人税等	185,000
前払費用	163,000	未払消費税等	1,482,800
立替金	58,045	未払費用	2,099,289
前払金	127,281	預り金	938,676
【固定資産】	【 23,924,256 】		
(有形固定資産)	( 20,657,145 )	負債の部合計	42,229,723
建物	6,611,143	純資産の部	
建物附属設備	700,601	【株主資本】	【 133,171,232 】
構築物	9,414,360	(資本金)	( 63,000,000 )
車両運搬具	1	資本金	63,000,000
工具器具備品	259,293	(利益剰余金)	( 88,521,232 )
一括償却資産	171,747	繰越利益剰余金	88,521,232
土地	3,500,000	(自己株式)	( △18,350,000 )
(無形固定資産)	( 163,871 )	自己株式	△18,350,000
電話加入権	20,000		
ソフトウェア	143,871	純資産の部合計	133,171,232
(投資その他の資産)	( 3,103,240 )	負債及び純資産の部合計	175,400,955
出資金	715,000		
保証金	1,000,000		
前払保険料	1,388,240		
資産の部合計	175,400,955		

まんぼう事業部販売費一般管理費

自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 5 年 3 月 31 日

科 目	金 額	円
役員報酬	1,528,000	
給与	31,195,334	
雑給	666,997	
運賃	731,634	
法定福利費	5,454,941	
福利厚生費	150,000	
消耗品費	2,057,163	
事務用品費	1,135,218	
地代家賃	5,388,673	
貸借料	437,710	
保険料	744,092	
修繕費	871,081	
租税公課	3,840,708	
減価償却費	1,026,905	
旅費交通費	790,102	
通信用料	620,070	
水道光熱費	1,902,753	
支払手数料	1,374,767	
広告宣伝費	4,834,453	
接待交際費	521,643	
新聞図書費	35,351	
新車関係費	429,106	
会議費	17,692	
諸商開費	139,800	
教育研修費	53,897	
販売促進費	29,420	
寄付金	101,745	
委託料	10,000	
イベント経費	5,298,183	
貸倒損	3,253,427	
	349,301	
合 計		( 74,990,166 )

## 萬画館運営費用内訳

自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 5 年 3 月 31 日

科 目	金 額	円
【 労 務 費 】		
給 与	44,892,524	
雑 給	2,860,173	
法 定 福 利 費	7,658,633	
福 利 厚 生 費	189,100	55,600,430
【 運 営 経 費 】		
光 熱 水 費	15,249,753	
施設維持管理等委託料	11,662,999	
使用料及び賃貸料	1,595,441	
講 師 料	165,000	
旅 費	1,467,060	
接 待 交 際 費	517,292	
消 耗 品 費	1,811,937	
車 両 関 係 費	482,113	
印 刷 製 本 費	2,402,160	
修 繕 費	803,295	
通 信 運 搬 費	847,875	
広 告 宣 伝 費	2,482,219	
保 険 料	319,650	
委 託 費	1,607,204	
駐 車 場 使 用 料	29,608	
会 費	62,875	
支 払 手 数 料	272,069	
会 議 費	91,052	
減 価 償 却 費	141,998	
研 修 費	52,890	
地 代 家 賃	300,000	
企 画 展 費	16,487,870	
租 税 公 課	5,639,486	64,491,846
総 運 営 費 用		( 120,092,276 )
当 期 萬 画 館 運 営 費 用		( 120,092,276 )

株主資本等変動計算書

自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日 単位 円

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	63,000,000	83,283,671	83,283,671	△18,350,000	127,933,671	127,933,671
当期変動額						
当期純損益金		5,237,561	5,237,561		5,237,561	5,237,561
当期変動額合計		5,237,561	5,237,561		5,237,561	5,237,561
当期末残高	63,000,000	88,521,232	88,521,232	△18,350,000	133,171,232	133,171,232

個 別 注 記 表

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 31 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法による原価法に基づく低価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 法人税法の規定による定率法  
(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- ② 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 26,211,995 円

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数 1,260 株  
2. 当該事業年度末日における自己株式の数 367 株

# キャッシュ・フロー計算書

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

(株)街づくりまんぼう

I	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	税引前当期純利益	5,422,938
	減価償却費	1,366,984
	受取利息及び受取配当金	▲ 2,393
	雑収入・義援金及び助成金	▲ 1,188,420
	支払利息	97,689
	雑損失	2,000
	売上債権の増加額	▲ 4,200,961
	棚卸資産の増加額	▲ 902,967
	仕入債務の増加額	11,746,202
	その他流動資産の減少額	3,655,203
	その他流動負債の減少額	▲ 8,182,271
	小 計	7,814,004
	利息及び配当金の受取額	2,393
	雑収入・義援金及び助成金	1,188,420
	利息の支払額	▲ 97,689
	雑損失	▲ 2,000
	法人税等の支払額	▲ 185,377
	営業活動によるキャッシュ・フロー	8,719,751
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	▲ 6,932,186
	無形固定資産の取得による支出	
	その他の投資資産の増加	▲ 347,060
	投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 7,279,246
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	借入金の返済による支出	▲ 12,000,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 12,000,000
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額	
V	現金及び現金同等物の増加額	▲ 10,559,495
VI	現金及び現金同等物の期首残高	123,520,008
VII	現金及び現金同等物の期末残高	112,960,513

## 令和5年度 株式会社街づくりまんぼう 事業計画

### 石ノ森萬画館運営事業部

1. 企画展事業  
春季（4～6月）、夏季（7～9月）、秋季（10～12月）、冬季（1～3月）を基本に、年4回の特別企画展を開催する。
2. 各種イベント・広報事業
  - ・定例イベント（春のマンガッタン祭り、マンガッタンフェスティバル、マンガッタン文化祭等）
  - ・企画展関連イベント、市街地店舗とタイアップした企画展コラボメニュー等を開催。
3. 教育普及事業
  - ・各種ワークショップ、マンガッタンイラストギャラリー、教育実習・職場体験受け入れ等
4. 萬画館管理運営事業
  - ・来館者接遇、展示機器及び設備維持管理、展示リニューアル計画の検討等
5. 関連施設等連携事業
  - ・石巻川開き祭り100回大会、マンガッタンライナー運行20周年イベントほか

### 収益事業部

1. グッズショップ墨汁一滴（通販、外販含む）
  - ・石ノ森関連オリジナルグッズ、企画展連動グッズの開発販売
  - ・通販サイトの充実
  - ・外販先の拡充
2. 展望喫茶ブルーゾーン
  - ・石ノ森作品コラボメニュー、企画展に連動したコラボメニューの開発販売
3. 海斗プロジェクト
  - ・各地でのショー開催、海斗を活用したコンテンツビジネス展開
  - ・2024年20周年イヤーに向けて企画検討
4. マンガビジネス事業（国内）
  - ・マンガ作品や各種コンテンツを活用したビジネスモデルの実施
  - ・萬画館でキュレートした企画展の全国巡回
5. マンガビジネス事業（海外）
  - ・ヒューマンアカデミー・ヨーロッパ（フランス）からの留学生受け入れ
  - ・マンガジャパン、増田まんが美術館とのタイアップによる常設ギャラリーを設置（パリ）
  - ・アングレーム国際漫画フェスティバルへ出展
6. 駐車券、まんぼう会員事業



## 街づくり事業部

### 1. かわまちエリアをウォークアブルエリアへ

- ・堤防利活用業務（市委託）

かわまちオープンパークならではのイベント等を実施。市民主体によるイベント開催を支援

- ・都市再生にかかる社会実験等業務

社会実験を実施しながら駅前エリア、立町・中央エリアの「未来ビジョン」を作成

### 2. 個店の魅力を引き出し街中への集客力UP、新規出店者の増加

- ・マンガロード新名物創出事業サポート業務（市委託）

マンガキャラクターと地元事業者がコラボレーションした商品の開発をサポート

- ・マンガロードサイト管理運営業務（市委託）

「石巻マンガロード」サイトで中心市街地の店舗やイベント、まち歩きスポット等を紹介

- ・石巻まちゼミ

市内事業者へ呼びかけ店主が講師となり実施するミニ講座を実施

### 3. マンガを活かして新たな価値を生み出す

- ・ヒトコマ整備運営事業

マンガ・アニメ好きな人たちが集う交流・創作活動拠点を整備、運営

第一線で活躍するクリエイターやエンジニア、アクター等とふれあえるイベント等を企画運営

### 4. まちに関わる人を増やす

- ・中心市街地での各種イベント事業

「橋通り夜店」「ねこふえす」など地域事業者が中心に開催するイベントの開催支援

- ・ふるさとワーキングホリデー業務

まちづくり団体と協働して市外からの移住候補者の受け入れと交流イベントを実施